

【諏訪市空き家バンク制度】 空き家を売りたい方、貸したい方のご登録について

①		対象となる 空き家	<ul style="list-style-type: none"> ■ 居住を目的に建築され、現に居住していない（居住しなくなる予定も含む）諏訪市内に存在する現状で住むことのできる空き家が対象です。 ■ <u>すでに不動産業者に媒介を依頼している物件は空き家バンクに登録できません。</u> ■ 空き家バンクへの登録にあたり、利用希望者が安心して住宅を購入、賃借できるよう「<u>住宅診断（ホームインスペクション）</u>」の実施をお願いします。 ■ 賃貸等を目的とする共同住宅や長屋は対象外です。
②		空き家の登録	<ul style="list-style-type: none"> ■ 空き家の登録を希望する場合は、以下の申請書を市に提出してください。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 諏訪市空き家バンク登録申請書 ・ 諏訪市空き家バンク登録カード ■ なお、空き家の所有権を持つ人、売却又は賃貸することができる権利を有する人でなければ登録することはできません。
③		現地調査	<ul style="list-style-type: none"> ■ 受付後、所有者立会いのもと、宅建協会諏訪支部と現地確認を行います。以下の物件は登録することはできません。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 老朽化が著しい物件 ・ 居住に適さない物件 ■ 現地確認後、適切であると認めたときに空き家バンク登録台帳へと登録します。
④		空き家情報 提供	<ul style="list-style-type: none"> ■ 登録後、「諏訪市空き家バンク登録完了通知書」により通知いたします。 ■ 宅建協会諏訪支部に情報提供を行います。<u>空き家所有者は宅建協会諏訪支部が選任した媒介業者と媒介の契約を締結します。</u> ■ 市のホームページにより情報提供を行います。
⑤		空き家の売買等の 交渉、契約	<ul style="list-style-type: none"> ■ 空き家の利用希望者は、媒介業者に連絡を取り、売買等の交渉、契約の媒介を依頼します。 ■ <u>市では媒介は行えません。</u>安心して不動産取引ができるよう、<u>宅建協会諏訪支部が選任した媒介業者が媒介を行います。</u> ■ 契約が成立した場合、<u>媒介業者に宅地建物取引業法に定められた報酬を支払う必要があります。</u>

（問合せ） 〒392-8511 長野県諏訪市高島一丁目 22 番 30 号
 諏訪市 企画部 地域戦略・男女共同参画課 地域戦略係
 電話：0266-52-4141 Eメール：senryaku@city.suwa.lg.jp